

## 十 管轄権が専属する場合の適用除外

### 第3条の10（管轄権が専属する場合の適用除外）

第3条の2から第3条の4まで及び第3条の6から前条までの規定は、訴えについて法令に日本の裁判所の管轄権の専属に関する定めがある場合には、適用しない。

3条の10は、管轄権の専属の場合の適用除外についての規定である。

## 十一 その他

### 第3条の11（職権証拠調べ）

裁判所は、日本の裁判所の管轄権に関する事項について、職権で証拠調べをすることができる。

### 第3条の12（管轄権の標準時）

日本の裁判所の管轄権は、訴えの提起の時を標準として定める。

### 第312条（上告の理由）

2 上告は、次に掲げる事由があることを理由とするときも、することができる。ただし、第4号に掲げる事由については、第34条第2項（第59条において準用する場合を含む。）の規定による追認があったときは、この限りでない。

二の二 日本の裁判所の管轄権の専属に関する規定に違反したこと。

#### 1 職権証拠調べ・管轄権の標準時

3条の11は14条と同趣旨の規定であり、3条の12は15条と同趣旨の規定である。

#### 2 上告の理由（312条2項2号の2）

国際裁判管轄のうち特に公益性の高いものについて日本の裁判所の管轄権の専属に関する規定を置いていることから、国内土地管轄に関する312条2項3号と同様、絶対的上告理由となるとされた。

2-1-3

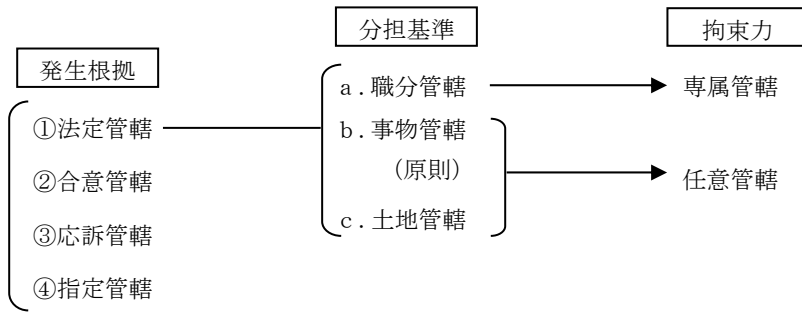
## 第3 管轄

### 【趣旨】

管轄とは、裁判所間の裁判権行使の分担の定めをいう。

裁判事務の配分をあらかじめ定めておく趣旨は、①裁判所からすると裁判権の効率的な行使のために必要である点にあり、②当事者からすると裁判所利用の便宜のために必要である点にある。

(図表) 管轄の全体像



## 一 法律による管轄裁判所の決定

### 1 職分管轄

職分管轄とは、裁判権の種々の作用をどの種類の裁判所の職分（職務権限）として分担させるかの定めをいう。例えば、審級管轄、強制執行（執行裁判所・民事執行法3条）、督促手続・起訴前の和解（簡易裁判所・383条・275条）、家事調停・審判（家庭裁判所）がある。

### 2 事物管轄

#### 第8条（訴訟の目的の価額の算定）

- 1 裁判所法（昭和22年法律第59号）の規定により管轄が訴訟の目的の価額により定まるときは、その価額は、訴えで主張する利益によって算定する。
- 2 前項の価額を算定することができないとき、又は極めて困難であるときは、その価額は140万円を超えるものとみなす。

#### 第9条（併合請求の場合の価額の算定）

- 1 一の訴えで数個の請求をする場合には、その価額を合算したものを訴訟の目的の価額とする。ただし、その訴えで主張する利益が各請求について共通である場合におけるその各請求については、この限りでない。
- 2 果実、損害賠償、違約金又は費用の請求が訴訟の附帯の目的であるときは、その価額は、訴訟の目的の価額に算入しない。

事物管轄とは、訴訟物の価格又は性質によって、事件を、第一審訴訟を職分とする地方裁判所と簡易裁判所のどちらに分担させるかの定めをいう。

行政事件を除き、訴額が140万円を超えない事件は簡易裁判所に、それ以外の事件につき地方裁判所に管轄権がある（裁判所法33条1項1号）。

### 3 土地管轄

土地管轄とは、同種の職分を、所在地を異にする同種の裁判所のどれに分担させるかの定めをいう。

当事者の公平、及び、訴訟追行の便宜、裁判所の審理の便宜や負担の均衡を考慮して定められたものである。

そして、裁判籍とは、土地管轄を定める基準となる関連地点をいう。

◎ 最判昭49.2.5 (百選A 1事件)

財産権上の請求にかかる訴訟物の価額の算定が著しく困難な場合、裁判長または裁判所は、その算定にとって重要な諸要因を確定し、これを基礎とし、裁量によって右価額を算定することができる。

《過去問チェック》

- 100万円の請負代金請求と40万円の売買代金請求とを併合して提起する訴えについては、簡易裁判所に事物管轄がある。(新司H22-58)

☞正しい。9条1項本文、裁判所法33条1項1号。

◎ 最決平23.5.18 (重判平23民訴1事件)

Xが、貸金業者であるYら3社に対して過払金の返還を求める訴えを名古屋地方裁判所に提起した。Xの各被告に対する請求額は、いずれも140万円に満たないものの、各被告に対する請求額を合算すると140万円を超えていた。

かかる事例において、XのYらに対する訴えが38条後段の共同訴訟であったことから、法7条ただし書により法9条の適用が排除され、地方裁判所に管轄が認められないのではないかが問題となった。

この点について、判例は、「法38条後段の共同訴訟であって、いずれの共同訴訟人に係る部分も受訴裁判所が土地管轄権を有しているものについて、法7条ただし書により法9条の適用が排除されることはないというべきである。」として、地方裁判所に管轄を認めYらがした移送申立てを却下した。

その理由として、判例は法7条は、条文の位置などに照らせば土地管轄についての規定であって、事物管轄について規定するものではないこと、法7条ただし書の趣旨は、遠隔地での応訴を余儀なくされる被告の不利益に配慮するものであるところ、同一管轄区域内における地方裁判所と簡易裁判所の管轄の区別について、上記と同様の配慮をする必要がないことなどをあげている。

(1) 普通裁判籍

第4条 (普通裁判籍による管轄) 《予備30-31》

- 1 訴えは、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。
- 2 人の普通裁判籍は、住所により、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所により、日本国内に居所がないとき又は居所が知れないときは最後の住所により定まる。
- 3 大使、公使その他外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する日本人が前項の規定により普通裁判籍を有しないときは、その者の普通裁判籍は、最高裁判所規則で定める地にあるものとする。
- 4 法人その他の社団又は財団の普通裁判籍は、その主たる事務所又は営業所により、事務所又は営業所がないときは代表者その他の主たる業務担当者の住所により定まる。
- 5 外国の社団又は財団の普通裁判籍は、前項の規定にかかわらず、日本における主たる事務所又は営業所により、日本国内に事務所又は営業所がないときは日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所により定まる。
- 6 国の普通裁判籍は、訴訟について国を代表する官庁の所在地により定まる。

「普通裁判籍」とは、ある人を被告とする訴訟事件について、その種類内容を問わず、一般的・原則的に認められる裁判籍のことである。

一方的に応訴が強制される被告の防御上の利益を保護する趣旨の規定である。

(2) 特別裁判籍

第5条 (財産権上の訴え等についての管轄) <予備30-31>

次の各号に掲げる訴えは、それぞれ当該各号に定める地を管轄する裁判所に提起することができる。

- 一 財産権上の訴え  
義務履行地
- 二 手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴え  
手形又は小切手の支払地
- 三 船員に対する財産権上の訴え  
船舶の船籍の所在地
- 四 日本国内に住所（法人にあっては、事務所又は営業所。以下この号において同じ。）がない者又は住所が知れない者に対する財産権上の訴え  
請求若しくはその担保の目的又は差し押さえることができる被告の財産の所在地
- 五 事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するもの  
当該事務所又は営業所の所在地
- 六 船舶所有者その他船舶を利用する者に対する船舶又は航海に関する訴え  
船舶の船籍の所在地
- 七 船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴え  
船舶の所在地
- 八 会社その他の社団又は財団に関する訴えで次に掲げるもの  
社団又は財団の普通裁判籍の所在地
  - イ 会社その他の社団からの社員若しくは社員であった者に対する訴え、社員からの社員若しくは社員であった者に対する訴え又は社員であった者からの社員に対する訴えで、社員としての資格に基づくもの
  - ロ 社団又は財団からの役員又は役員であった者に対する訴えで役員としての資格に基づくもの
  - ハ 会社からの発起人若しくは発起人であった者又は検査役若しくは検査役であった者に対する訴えで発起人又は検査役としての資格に基づくもの
  - ニ 会社その他の社団の債権者からの社員又は社員であった者に対する訴えで社員としての資格に基づくもの
- 九 不法行為に関する訴え  
不法行為があった地
- 十 船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴え  
損害を受けた船舶が最初に到達した地
- 十一 海難救助に関する訴え  
海難救助があった地又は救助された船舶が最初に到達した地
- 十二 不動産に関する訴え  
不動産の所在地
- 十三 登記又は登録に関する訴え  
登記又は登録をすべき地
- 十四 相続権若しくは遺留分に関する訴え又は遺贈その他死亡によって効力を生ずべき行為に関する訴え

相続開始の時における被相続人の普通裁判籍の所在地

- 十五 相続債権その他相続財産の負担に関する訴えで前号に掲げる訴えに該当しないもの  
同号に定める地

#### 第6条 (特許権等に関する訴え等の管轄)

1 特許権, 実用新案権, 回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴え (以下「特許権等に関する訴え」という。) について, 前2条の規定によれば次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有すべき場合には, その訴えは, それぞれ当該各号に定める裁判所の管轄に専属する。

- 一 東京高等裁判所, 名古屋高等裁判所, 仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所

東京地方裁判所

- 二 大阪高等裁判所, 広島高等裁判所, 福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所

大阪地方裁判所

2 特許権等に関する訴えについて, 前2条の規定により前項各号に掲げる裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所が管轄権を有する場合には, それぞれ当該各号に定める裁判所にも, その訴えを提起することができる。

3 第1項第2号に定める裁判所が第一審としてした特許権等に関する訴えについての終局判決に対する控訴は, 東京高等裁判所の管轄に専属する。ただし, 第20条の2第1項の規定により移送された訴訟に係る訴えについての終局判決に対する控訴については, この限りでない。

#### 第6条の2 (意匠権等に関する訴えの管轄)

意匠権, 商標権, 著作者の権利 (プログラムの著作物についての著作者の権利を除く。), 出版権, 著作隣接権若しくは育成者権に関する訴え又は不正競争 (不正競争防止法 (平成5年法律第47号) 第2条第1項に規定する不正競争をいう。) による営業上の利益の侵害に係る訴えについて, 第4条又は第5条の規定により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合には, それぞれ当該各号に定める裁判所にも, その訴えを提起することができる。

- 一 前条第1項第1号に掲げる裁判所 (東京地方裁判所を除く。)

東京地方裁判所

- 二 前条第1項第2号に掲げる裁判所 (大阪地方裁判所を除く。)

大阪地方裁判所

#### 第7条 (併合請求における管轄)

一の訴えで数個の請求をする場合には, 第4条から前条まで (第6条第3項を除く。) の規定により一の請求について管轄権を有する裁判所にその訴えを提起することができる。ただし, 数人からの又は数人に対する訴えについては, 第38条前段に定める場合に限る。

「特別裁判籍」とは, 普通裁判籍と並んで認められる裁判籍であり, 事件の特殊性に応じて, 原告・被告の利益に配慮し, 事件と人的・物的に関連する土地を管轄するその他の裁判籍のことをいう。特別裁判籍には, 以下の①独立裁判籍, ②関連裁判籍がある。

##### ① 独立裁判籍

独立裁判籍とは, 限定された種類・内容の事件についてのみ認められる裁判籍である。

これは, 当事者間の公平 (5条1号, 2号), 起訴の便宜 (5条3号, 4号, 7号, 9号, 10号), そして, 審理や証拠調べの便宜 (5条5号ないし15号) を考慮して定められたものである。

知的財産関係訴訟については、その専門技術性から適切な訴訟運営を行うことを可能とするため、東京及び大阪にノウハウの蓄積がある専門部を設置することで裁判を受ける機会を拡大する趣旨である。

◎ 5条9号の「不法行為に関する訴え」(最決平16.4.8)

民事訴訟法5条9号の「規定の趣旨等にかんがみると、この『不法行為に関する訴え』の意義については、民法所定の不法行為に基づく訴えに限られるものではなく、違法行為により権利利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者が提起する侵害の停止又は予防を求める差止請求に関する訴えをも含むものと解するのが相当である。」「民訴法5条9号の規定の上記意義に照らすと、不正競争防止法3条1項の規定に基づく不正競争による侵害の停止等の差止めを求める訴え及び差止請求権の不存在確認を求める訴えは、いずれも民訴法5条9号所定の訴えに該当するものというべきである。」

◎ 5条9号の「不法行為があった地」(東京地判昭40.5.27)《新司H20-59》

加害行為地と損害発生地が異なる場合は、いずれにも土地管轄が認められる。

② 関連裁判籍

関連裁判籍とは、他の事件との関連で、これに関係のある裁判所に管轄が認められる場合の裁判籍である。7条の定める併合請求の裁判籍がこれに当たる。

その趣旨は、原告の併合提起の便宜のほか、訴訟経済上の理由やこれを認めても被告の応訴上の不利益は大きくないということなどを考慮したものである。

《過去問チェック》

□ 管轄に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。なお、次の1から5までの各記述において、Xは名古屋市中、Yは東京都千代田区に、Zは大阪市にそれぞれ住所を有するものとする。また、当事者間には管轄又は義務履行地に関する特段の合意はないものとする。(新司H20-59)

1. Yに対し500万円の貸金返還請求権を有しているXは、YのZに対する同額の請負代金債権を代位行使し、Zに対し、同額の支払を求める訴えを名古屋地方裁判所に提起することができる。
2. Xが、千葉市において所有する建物をYに代金1000万円で譲渡したが、Yが代金を支払わない場合、XはYに対する売買代金の支払を求める訴えを千葉地方裁判所に提起することができる。
3. Xが、京都市においてYが製造販売した毒性のある食物を同市で摂取し、大阪市において発病した場合、Xは、Yを被告とする不法行為に基づく損害賠償請求の訴えを大阪地方裁判所に提起することができる。
4. Xは、東京都千代田区において建物甲を、大阪市において建物乙をそれぞれ所有しているところ、建物甲に居住する賃借人Y及び建物乙に居住する賃借人Zに対し、その所有権に基づき、それぞれが占有する各建物の明渡しを請求する場合、Xは、Y及びZを被告として、東京地方裁判所に訴えを提起することができる。
5. Xが所有する静岡市所在の土地に、Yのために抵当権設定登記が経由されている場合、Xは、Yを被告とする当該抵当権設定登記の抹消登記手続を求める訴えを提起するときは、静岡地方裁判所に提起しなければならない。

1 誤り。5条1号、民法484条1項。本記述では、債権者代位訴訟において、代位債権者の住所地が義務履行地に当たるかが問題となる。判例は、民法423条に基づいて「右債権を代位行使する場合、代位債権者たる原告人の名において被代位者…の権利を行使するものであって、代位債権者(原告人)が右代金返還債権の債権者となるものではない」としている(東京高決昭56.11.5)。すなわち、債権者代位訴訟における訴訟物は、債権者の権利ではなく被代位者の権利であり、本記述において債権者たるYの住所地である東京都千代田区が義務履行地となるので、Xは、名古屋地方裁判所に訴えを提起することはできない。

2 誤り。5条12号。同条項は、不動産に関する訴えについて、不動産所在地に裁判籍を認める。しか

## 短答合格 F I L E (民訴)

し、不動産の売買代金、賃料、建築代金、火災保険料等の請求の訴えは、不動産に関する権利を目的とするものではないから、これに含まれない。

3 正しい。東京地判昭40.5.27。

4 誤り。7条。一の訴えで数個の請求をする場合には、4条から前条まで（第6条第3項を除く。）の規定により一の請求について管轄権を有する裁判所にその訴えを提起することができる。ただし、数人からの又は数人に対する訴えについては、38条前段に定める場合に限る。本記述においては、訴訟の目的である権利又は義務が同種であって事実上及び法律上同種の原因に基づくとき（38条後段）に当たるため、関連裁判籍（7条ただし書参照）がない。

5 誤り。4条1項、2項、5条12号。不動産の所在地に特別裁判籍が認められるので（5条12号）、静岡地方裁判所に訴えを提起することができる。もっとも、被告の住所地にも普通裁判籍が認められるため（4条1項、2項）、東京地方裁判所にも裁判籍が認められる。

## 二 当事者による管轄裁判所の決定

### 1 合意管轄

#### 第11条（管轄の合意）《新司H24-57》

- 1 当事者は、第一審に限り、合意により管轄裁判所を定めることができる。
- 2 前項の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面で行わなければならない。その効力を生じない。
- 3 第1項の合意がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する。

#### 【趣旨】

合意管轄とは、当事者の合意によって生じる管轄をいう。

法定管轄は専属管轄を除けば主として当事者（特に被告）を保護するものだから、その範囲で当事者の意思を尊重して管轄を変更することを認める趣旨の規定である。

#### 【要件】

- ① 専属管轄の定めがないこと（13条）
- ② 第一審の管轄に関すること（11条1項）
- ③ 一定の法律関係に基づく事件に関すること（11条2項）
- ④ 書面をもって行うこと（要式行為）（11条2項）
- ⑤ 管轄裁判所が特定されること
- ⑥ 合意の時期について特に制限はない

#### 【ポイント】

##### (1) 合意の態様

①合意された裁判所に管轄が生ずる付加的合意と②合意された裁判所に管轄が生じ、他の法定管轄は消滅する専属的合意がある。

##### (2) ☆（論点）合意の効力

管轄の合意は、直接かつ即時に、管轄権を発生又は消滅させる効力をもつ。ただし、法定の専属管轄とは異なり、公益目的の実現とは無関係であることから、合意と異なる裁判所に提訴した場合に、被告が応訴すると応訴管轄が生じる余地はある。

管轄の合意の効力は当事者のみ拘束し、第三者には及ばないのが原則であるが、ここで合意の効力が承継されるか問題となる。まず、一般承継人（相続人、合併会社）には効力が及ぶ。次に、当事者に代わり、又は当事者と並んで訴訟物について当事者適格を有する場合（破産管財人、債権者代位訴訟における代位者）にも、訴訟物に付随する合意の効力が及ぶ。さらに、特定承継人の場合には、目的たる権利関係の内容が当事者の意思によって定めることができる

かどうかによって決まるところ、債権のように当事者の意思によって権利内容が定められる権利関係については効力が及ぶが、物権のように権利内容が法定されている場合や手形のように取引安全のために権利内容が定型化されている場合には、合意の効力は及ばない。

管轄の合意は訴訟行為の一つであるが、合意自体は実体法上の取引行為に附随してなされるので、意思表示の瑕疵については民法上の規定を類推適用すべきである。

約款取引などで管轄の合意が経済的に優位に立つ者により濫用されるという問題があるが、①合意自体を、信義則(2条)、あるいは、民法90条を類推して無効とする、②当事者間の平衡を図るための移送(17条)をすることなどで是正すべきである。

(3) 要件⑥について

合意の時期について特に制限はないが、訴訟が管轄裁判所に係属した場合には、合意によってその管轄権を消滅させることはできないので(15条)、起訴後の合意は、移送(17条)を申し立てる前提として意味があるにすぎない。

《過去問チェック》

- 売買契約書中に、当該契約に関する紛争についてA裁判所に専属管轄があると定める合意管轄条項がある場合、債権者代位権に基づいて、売主の債権者が買主に対して売買代金の支払を求める訴えを提起する場合、売主の債権者に対しても管轄の合意の効力が及ぶ。(新司H19-55)
  - ☞正しい。管轄の合意の効力は、合意をした当事者及びその一般承継人に生じ、その他の第三者には及ばないのが原則である。ただし、破産管財人や債権者代位権を行使する債権者のように、当事者の権利を行使する第三者には及ぶと解されている。
- 売買契約書中に、当該契約に関する紛争についてA裁判所に専属管轄があると定める合意管轄条項がある場合、買主の債務不履行のため売主が売買契約を解除した場合には、解除により管轄の合意の効力も失われるので、売主は、解除を理由とする目的物の返還を求める訴えを法定管轄のあるB裁判所に提起することができる。(新司H19-55)
  - ☞誤り。管轄の合意は、直接に訴訟法上の効果を発生するのであって、同時に締結された私法上の契約が解除によって消滅しても、管轄の合意の効力には影響がない。
- 売買契約書中に、当該契約に関する紛争についてA裁判所に専属管轄があると定める合意管轄条項がある場合、未成年者があらかじめ法定代理人の同意を得た上で売買契約を締結した場合には、管轄の合意は有効であり、法定代理人による追認の対象とはならない。(新司H19-55)
  - ☞誤り。31条。管轄の合意は訴訟行為の一種である訴訟契約であって、訴訟行為の要件具備を要し、民法上の行為能力とは異なる訴訟能力が要求される。未成年者の場合、法定代理人によらなければ、訴訟行為たる管轄の合意をすることができない(31条)。
- 土地の賃貸借契約書に合意管轄の条項がある場合、当該土地の所有者である賃貸人が当該土地の無断転借人に対して当該土地の明渡しを求める訴えには、合意管轄の効力は及ばない。(新司H22-58)
  - ☞正しい。管轄の合意の効力は、当事者のみを拘束し、第三者に及ばないのが原則である。例外的に、当事者の一般承継人、当事者の権利を代わって行使するにすぎない破産管財人や債権者代位訴訟における債権者は、合意に拘束されるとされるが、本記述の無断転借人はこのいずれにも当たらない。また、債権の特定承継人についても管轄の合意の効力が及ぶと解されるが、無断転借人は賃貸人との関係では不法占拠者に当たり賃借権の特定承継人には当たらない。
- 第一審の管轄裁判所を定める当事者の合意が電磁的記録によってされたときは、その合意は、効力を生じない。(新司H26-73)
  - ☞誤り。11条3項。
- 管轄の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関してされなければならない。(予備H28-43)
  - ☞正しい。11条2項。
- 当事者は、合意により特定の高等裁判所を控訴審の管轄裁判所と定めることができる。(予備R1-31)
  - ☞誤り。11条1項。当事者は、第一審に限り、合意により管轄裁判所を定めることができる。法は、当事者の訴訟追行の便宜とその間の訴訟追行をする裁判所にかかる利益の調整を考慮し、当事者双方が専属管轄以外に都合のよい裁判所を選ぶことを許容している(合意管轄)。もっとも、これは第一審の訴えの管轄裁判所に限られる。



## 2 応訴管轄

### 第12条 (応訴管轄) 《新司H19-55, 新司H22-58, 新司H24-57》

被告が第一審裁判所において管轄違いの抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、その裁判所は、管轄権を有する。

#### 【ポイント】

応訴管轄とは、被告の応訴によって生ずる管轄をいう。

被告が管轄のない裁判所で争う意思を示した場合に、当事者の意思を尊重する趣旨で管轄を認めたものである。

「本案について弁論をし…たとき」とは、原告の主張する訴訟の目的たる権利又は法律関係について事実上又は法律上の陳述をすること、つまり、請求の当否に関する陳述をいう。

請求棄却を求める旨の陳述について、判例は「請求の理由に触れず、答弁は次回にするとして期日の続行を求めている限りでは、請求の当否に関する陳述に含まれない」とする（大判大9.10.14）。また、訴訟代理権の欠缺など訴訟要件の欠缺を理由とする却下申立てでは、被告が当該裁判所で審判を受ける意思ありとはいえないから、「本案について弁論」に含まれない。なお、専属管轄の合意があっても、応訴管轄の成立を妨げない（大判大10.5.18）。

#### 《過去問チェック》

□ 判例の趣旨によれば、原告が特定の裁判所を専属的な管轄裁判所とする合意に反して、当該裁判所以外の裁判所に訴えを提起した場合であっても、被告が応訴すれば、応訴管轄が生ずる。（予備R1-31）

☞正しい。大判大10.5.18は、当事者の合意によって専属的合意管轄が成立している場合であっても、当事者が管轄違いの申立てをせず、本案の口頭弁論をしたときは30条（注：現12条）により、当該裁判所が管轄権のある裁判所として裁判をなしうとしている。

□ 訴訟の管轄をある地方裁判所の専属管轄とする旨の合意がある場合であっても、訴えが他の地方裁判所に提起され、被告が管轄違いの抗弁を提出しないで本案について弁論をしたときは、その地方裁判所は、管轄権を有する。（新司H26-73）

☞正しい。12条。

## 三 裁判所による管轄裁判所の決定（指定管轄）

### 第10条 (管轄裁判所の指定)

1 管轄裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、その裁判所の直近上級の裁判所は、申立てにより、決定で、管轄裁判所を定める。

2 裁判所の管轄区域が明確でないため管轄裁判所が定まらないときは、関係のある裁判所に共通する直近上級の裁判所は、申立てにより、決定で、管轄裁判所を定める。

3 前2項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

### 第10条の2 (管轄裁判所の特例)

前節の規定により日本の裁判所が管轄権を有する訴えについて、この法律の他の規定又は他の法令の規定により管轄裁判所が定まらないときは、その訴えは、最高裁判所規則で定める地を管轄する裁判所の管轄に属する。

## 四 管轄権の調査

### 第14条 (職権証拠調べ) 《新司H22-58》

裁判所は、管轄に関する事項について、職権で証拠調べをすることができる。

### 第15条 (管轄の標準時) 《新司プレ-68, 新司H21-57》

裁判所の管轄は、訴えの提起の時を標準として定める。

1 調査の方法 (14条)

「管轄に関する事項」は、訴訟要件として公益性が高く、迅速判断の必要性があるので、職権による証拠調べを可能とした。

裁判所に積極的に職権探知をする責任が認められるのは専属管轄の存否についてのみであり、その余の任意管轄事項については、争いがなければ原告の主張に基づいて管轄を認定すれば足りる。

2 管轄決定の時期 (15条)

訴え提起時に基準を固定することにより手続の安定を図る趣旨である。

3 その後の手続

調査の結果、管轄権の存在が認められれば本案の審理をすすめる。管轄がなければ、決定で管轄権ある裁判所に移送 (16条1項) する。

なお、地方裁判所は、その管轄区域内の簡易裁判所の事件であれば、その専属管轄に属しない限り、移送しないで自ら審判してもよい (16条2項)。

《過去問チェック》

- 裁判所は、管轄の原因事実について、職権で、証拠調べをすることができる。(新司H25-66, 予備H25-40)  
☑正しい。14条。
- 貸主である原告が、東京地方裁判所の管轄区域内に住所を有する複数の借主を共同被告として、各被告との間の同種の消費貸借取引に基づく貸金請求訴訟を、各被告に対する請求額を合算すると140万円を超えるとして、東京地方裁判所に併合して提起した場合には、東京地方裁判所は、各被告に対する請求額が140万円を超えず簡易裁判所の事物管轄に属するとして、被告ごとに弁論を分離した上で、訴訟を各被告の住所地を管轄する簡易裁判所に移送することはできない。(予備H29-31)  
☑正しい。15条。裁判所の管轄は、訴えの提起の時を標準として定める。そのため、訴え提起後に弁論の分離によって、裁判所の事物管轄や土地管轄は影響を受けないものとされている。

五 移送

【定義】

「移送」とは、ある裁判所に生じている訴訟係属を、その裁判所の裁判により他の裁判所に移すことをいう。

1 管轄違いに基づく移送

**第16条 (管轄違いの場合の取扱い) 《新司H24-57》**

1 裁判所は、訴訟の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送する。

2 地方裁判所は、訴訟がその管轄区域内の簡易裁判所の管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、前項の規定にかかわらず、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる。ただし、訴訟がその簡易裁判所の専属管轄 (当事者が第11条の規定により合意で定めたものを除く。) に属する場合は、この限りでない。

管轄違いに基づく移送は、被告の管轄の利益を害さずに原告の不利益 (例えば、再訴提起のための手間と費用や時効の完成猶予の効果など) を救済するために認められたものである。

2 管轄裁判所による移送

**第17条 (遅滞を避ける等のための移送) 《新司H21-57》**

第一審裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、当事者及び尋問を受けるべき証人の住所、使用すべき検証物の所在地その他の事情を考慮して、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

**第18条 (簡易裁判所の裁量移送)**

簡易裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる。

**第19条 (必要的移送)**

1 第一審裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、当事者の申立て及び相手方の同意があるときは、訴訟の全部又は一部を申立てに係る地方裁判所又は簡易裁判所に移送しなければならない。ただし、移送により著しく訴訟手続を遅滞させることとなるとき、又はその申立てが、簡易裁判所からその所在地を管轄する地方裁判所への移送の申立て以外のものであって、被告が本案について弁論をし、若しくは弁論準備手続において申述をした後にされたものであるときは、この限りでない。

2 簡易裁判所は、その管轄に属する不動産に関する訴訟につき被告の申立てがあるときは、訴訟の全部又は一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送しなければならない。ただし、その申立ての前に被告が本案について弁論をした場合は、この限りでない。

**第20条 (専属管轄の場合の移送の制限) 《新司プレ-68, 新司H19-55, 新司H21-57, 新司H24-57》**

1 前3条の規定は、訴訟がその係属する裁判所の専属管轄（当事者が第11条の規定により合意で定めたものを除く。）に属する場合には、適用しない。

2 特許権等に関する訴えに係る訴訟について、第17条又は前条第1項の規定によれば第6条第1項各号に定める裁判所に移送すべき場合には、前項の規定にかかわらず、第17条又は前条第1項の規定を適用する。

(1) 著しい遅滞を避け当事者間の衡平を図るための移送 (17条)

複数の管轄裁判所が競合した場合に、訴訟の著しい遅滞を避け、又は、当事者間の衡平を図る趣旨から、申立て又は職権で訴訟を他の管轄裁判所に移送することを認めた。

(2) 簡易裁判所の裁量移送 (18条)

18条は、移送の一般的規定や必要的移送の要件を具備しない事件においても、「相当と認めるとき」には地方裁判所への移送を可能として、簡易裁判所の本来の機能を発揮させようとする趣旨である（第9章第1二複雑困難な訴訟の地方裁判所への移送も参照）。

(3) 当事者の合意に基づく必要的移送 (19条1項本文)

11条、12条との関係で、訴えの提起後も当事者の意思を尊重して裁判所に必要的移送をさせるものとした。

**【ポイント】**

① 「訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平」を確保するには、「当事者及び尋問を受けるべき証人の住所、使用すべき検証物の所在地その他の事情」といった、審理効率、訴訟経済又は当事者間の実質的対等関係を実現するために必要な事情を十分に考慮する必要がある。

② 当事者による専属的な管轄の合意

当事者による専属的な管轄の合意があっても専属管轄には当たらないので、移送ができる(20条1項かつこ書)。

## ◎ 最決平20.7.18 (百選3事件)

## 【事案】

1 Xは、貸金業者であるYとの間で利息制限法1条1項所定の制限利率を超える利息の約定で金銭の借入れと弁済を繰り返した結果、過払金が発生しており、かつ、Yは過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたとして、Yに対し、不当利得返還請求権に基づく過払金664万3639円及び民法704条前段所定の利息の支払を求める訴訟(本件訴訟)をXの住所地を管轄する大阪地方裁判所に提起した。

2 Yは、Xの主張に係る金銭消費貸借契約の契約証書には「訴訟行為については、大阪簡易裁判所を以て専属的合意管轄裁判所とします。」との条項があり、大阪簡易裁判所を専属的管轄とする合意が成立していると主張して、民事訴訟法16条1項に基づき、本件訴訟を大阪簡易裁判所に移送することを求める申立てをした。

これに対し、Xは、上記専属的管轄の合意の成立及び効力を争った上、本件訴訟においては期限の利益の喪失の有無及び悪意を否定する特段の事情の有無等が争点となることが予想されるから、地方裁判所において審理及び裁判をするのが相当であると主張した。

3 原々審は、Y主張の専属的管轄の合意の成立及びその効力が過払金の返還等を求める本件訴訟にも及ぶことを認めた上で、本件訴訟が、その訴額において簡易裁判所の事物管轄に属する訴額をはるかに超えるものであり、その判断にも相当の困難を伴うものであること等を理由に、本件訴訟は、民事訴訟法16条2項本文の適用に当たり地方裁判所において自ら審理及び裁判をする(自庁処理)のが相当と認められるものであるから、Yの移送申立ては理由がないとして、これを却下する旨の決定をした。

原審は、専属的管轄の合意により簡易裁判所に専属的管轄が生ずる場合に地方裁判所において自庁処理をするのが相当と認められるのは、上記合意に基づく専属的管轄裁判所への移送を認めることにより訴訟の著しい遅滞を招いたり当事者間の衡平を害することになる事情があるときに限られ、本件訴訟において上記事情があるとはいえないから、地方裁判所において自庁処理をするのが相当とは認められないと判断して、原々決定を取り消し、本件訴訟を大阪簡易裁判所に移送する旨の決定をした。

## 【決定要旨】

「民訴法16条2項の規定は、簡易裁判所が少額軽微な民事訴訟について簡易な手続により迅速に紛争を解決することを特色とする裁判所であり…、簡易裁判所判事の任命資格が判事のそれよりも緩やかである…ことなどを考慮して、地方裁判所において審理及び裁判を受けるという当事者の利益を重視し、地方裁判所に提起された訴訟がその管轄区域内の簡易裁判所の管轄に属するものであっても、地方裁判所が当該事件の事案の内容に照らして地方裁判所における審理及び裁判が相当と判断したときはその判断を尊重する趣旨に基づくもので、自庁処理の相当性の判断は地方裁判所の合理的な裁量にゆだねられているものと解される。そうすると、地方裁判所にその管轄区域内の簡易裁判所の管轄に属する訴訟が提起され、被告から同簡易裁判所への移送の申立てがあった場合においても、当該訴訟を簡易裁判所に移送すべきか否かは、訴訟の著しい遅滞を避けるためや、当事者間の衡平を図るという観点(民訴法17条参照)からのみではなく、同法16条2項の規定の趣旨にかんがみ、広く当該事件の事案の内容に照らして地方裁判所における審理及び裁判が相当であるかどうかという観点から判断されるべきものであり、簡易裁判所への移送の申立てを却下する旨の判断は、自庁処理をする旨の判断と同じく、地方裁判所の合理的な裁量にゆだねられており、裁量の逸脱、濫用と認められる特段の事情がある場合を除き、違法ということとはできないというべきである。このことは、簡易裁判所の管轄が専属的管轄の合意によって生じた場合であっても異なるところはない(同法16条2項ただし書)。」

## 《過去問チェック》

- 第一審裁判所は、訴訟が法令の定めによりその専属管轄に属する場合においても、当事者の申立て及び相手方の同意があるときは、訴訟の全部又は一部を申立てに係る地方裁判所又は簡易裁判所に移送しなければならない。(新司H26-65, 予備H26-38)

☞ 誤り。20条1項。専属管轄に属する場合においては、当事者の申立て及び相手方の同意があるときであっても、移送をすることができない。

## 短答合格 F I L E (民訴)

- 大阪簡易裁判所が、事件が複雑であることから相当と認めてその管轄に属する訴訟の全部を大阪地方裁判所に移送した場合であっても、大阪地方裁判所は、証拠の偏在等の事情を考慮し当事者間の衡平を図るため必要があると認めるときは、当該訴訟の全部を更に他の管轄裁判所に移送することができる。(予備H29-31)
  - ☞正しい。17条, 18条。
- 簡易裁判所は、その管轄に属する不動産に関する訴訟につき被告の申立てがあるときは、その申立ての前に被告が本案について弁論をしていない限り、当該訴訟の全部又は一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送しなければならない。(予備H29-31)
  - ☞正しい。19条2項。
- 第1回口頭弁論期日の前において、著しい遅滞を避けるための移送の申立てがあったときは、裁判所は、訴訟手続を停止しなければならない。(予備R1-45)
  - ☞誤り。訴訟の係属中、その訴訟手続が法律上進行しない状態になることを停止といい、具体的な制度としては、中断と中止がある。移送の申立てについて、訴訟手続が中断又は中止となる旨定めた規定はない。

### 3 移送の裁判とその効果

#### 第21条 (即時抗告) 《新司H22-58》

移送の決定及び移送の申立てを却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。

#### 第22条 (移送の裁判の拘束力等) 《新司ブレ-68》

- 1 確定した移送の裁判は、移送を受けた裁判所を拘束する。
- 2 移送を受けた裁判所は、更に事件を他の裁判所に移送することができない。
- 3 移送の裁判が確定したときは、訴訟は、初めから移送を受けた裁判所に係属していたものとみなす。

#### (1) 移送の裁判 (21条)

移送の裁判は「決定」でなされ、これに対しては「即時抗告」によって不服申立てができる。

#### (2) 趣旨

22条1項と2項が設けられたのは、管轄に関する各裁判所の見解の相違による移送の繰り返しを避けるためである。

### 【ポイント】

移送の効果としては、「訴訟は、初めから移送を受けた裁判所に係属していたものとみなす」(22条3項)とあるので、訴え提起に基づく時効の完成猶予、法律上の期間遵守の効力は保持されることとなる。もっとも、移送前に行われた当事者の自白、証拠申出や裁判所の証拠調べ、中間判決(245条)などの訴訟行為が移送後も効力を持続するかについては分けて考えるべきである。まず、①管轄権ある裁判所からの移送の場合、管轄権を有する裁判所での訴訟行為は全く適法であり、受移送裁判所でもその効力を維持する。この場合、両裁判所での手続には連続性が認められる。ただし、直接主義(249条)との関係で弁論の更新を要する(249条類推)。これに対して、②管轄権のない場合の移送(16条1項)については、大別すれば、i効力を有するとする見解、ii専属管轄の場合には効力を失うがそれ以外は効力を有するとする見解、iii効力を有しないと見る見解とがある。iiiの見解は、管轄権のない裁判所での訴訟行為の効力が認められないことから、当然には無効ではないにせよ、移送決定によって取り消されたと解すべきであり(308条2項、309条の類推)、これらの訴訟行為は受移送裁判所ではもはや効力を有しないと見る。この場合には、現行民事訴訟法が、直接主義(249条)を採用していることから、訴訟行為については、両裁判所に手続の連続性は認められないとする。

《過去問チェック》

- 確定した移送の裁判は、移送を受けた裁判所を拘束するが、移送決定の確定後に新たな事由が生じたときは、移送を受けた裁判所は、更に事件を他の裁判所に移送することができる。(新司H21-57)
  - ☞正しい。22条1項, 2項。
- 移送の申立てを却下する決定に対しては、不服を申し立てることができる。(予備H27-45)
  - ☞正しい。21条。
- 消滅時効の期間の満了前に訴えが提起されて時効の完成猶予の効力が生じた場合には、その後移送の申立てがされ、当該期間の経過後に移送の裁判が確定したとしても、その効力は影響を受けない。(予備H29-31改)
  - ☞正しい。22条3項。移送の裁判が確定したときは、訴訟は、初めから移送を受けた裁判所に係属していたものとみなす。よって、訴え提起の効果である時効の完成猶予の効力がそのまま維持される。

**第13条 (専属管轄の場合の適用除外等)**

- 1 第4条第1項, 第5条, 第6条第2項, 第6条の2, 第7条及び前2条の規定は、訴えについて法令に専属管轄の定めがある場合には、適用しない。
- 2 特許権等に関する訴えについて、第7条又は前2条の規定によれば第6条第1項各号に定める裁判所が管轄権を有すべき場合には、前項の規定にかかわらず、第7条又は前2条の規定により、その裁判所は、管轄権を有する。

2-1-4

**第4 除斥・忌避・回避**

**第23条 (裁判官の除斥)**

- 1 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第6号に掲げる場合にあっては、他の裁判所の囑託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。
  - 一 裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、事件の当事者であるとき、又は事件について当事者と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき。
  - 二 裁判官が当事者の4親等内の血族、3親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき。
  - 三 裁判官が当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
  - 四 裁判官が事件について証人又は鑑定人となったとき。
  - 五 裁判官が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあったとき。
  - 六 裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき。
- 2 前項に規定する除斥の原因があるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判をする。

**第24条 (裁判官の忌避)** 《新司H21-56, 新司H23-56, 予備H23-31》

- 1 裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができる。
- 2 当事者は、裁判官の面前において弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、その裁判官を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかったとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。